

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

大和市長 古谷田 力

## 大和市条例第25号

### 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成4年大和市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第7条」を「一第7条」に、「～第14条」を「一第14条」に、「～第20条」を「一第20条」に、「～第31条」を「一第31条」に、「～第33条の6」を「一第33条の6」に、「～第39条」を「一第39条」に、「～第42条」を「一第42条」に改める。

第2条第1項中「おける用語の意義」を「おいて使用する用語」に改め、「」の次に「において使用する用語」を加え、同条第2項中「おける」を「掲げる」に改める。

第25条第1項ただし書きを削る。  
「

別表第1手数料の欄中「200円」を「350円」に、「360円」を「580円」に改め、同表事業系一般廃棄物、指定収集袋を使用して排出するとき。の項を削る。

別表第2中	<p>（1）第24条第2項の規定により市長が定めた産業廃棄物を市長の指定する処理施設へ搬入するとき。</p> <p>（2）（1）の算定基準によることが著しく実情に合わないと市長が認めるとき。</p>	10キログラムまでごとに200円	を
		1立方メートルまでごとに3,400円	
第24条第2項の規定により市長が定めた産業廃棄物を市長の指定する処理施設へ搬入するとき。			に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、目次及び第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に行う一般廃棄物の処理に係る手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用について適用し、施行日前に行った一般廃棄物の処理に係る手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用については、なお従前の例による。
- 3 施行日から令和10年3月31日までの間における新条例別表第1の規定の適用については、同表手数料の欄中「350円」とあるのは、「300円」とする。
- 4 この条例の施行の際現に交付されている新条例第2条第2項第5号に規定する事業系一般廃棄物に係る新条例第21条の2に規定する指定収集袋については、令和9年9月30日までの間は、なお従前の例により使用することができる。  
(準備行為)
- 5 新条例第36条第1項及び別表第1の規定による手数料の徴収その他新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。